

## 島根県における身体障害者手帳（肢体不自由）認定の取扱いについて

### 両下肢障害に係る身体障害認定基準の取扱いについて

両下肢機能の著しい障害に係る身体障害の認定について、島根県においては、国の疑義解釈に基づき、両側にほぼ同程度の障害があることを前提に、以下の基準により認定するものとする。

区 分（基準）	等級	1種2種	備 考
○両下肢全廃 独歩が不能なもの	1級	1種	
○両下肢の著しい障害 独歩が不能なものであるが、室内における補助的歩行が可能であるもの（補装具なし）	2級	1種	
○両下肢の著しい障害 100m以上の歩行不能のもの、 又は、片脚による起立位保持が困難なもの	3級	2種	体幹3級 (1種) 基準同
○両下肢の著しい障害 1km以上の歩行不能のもの	4級	2種	体幹5級 (2種) 2km以上

### 脳血管障害に係る障がい認定時期の取扱いについて

脳血管障害による障がい認定については、発症後3ヶ月以上経過したものを対象とする。

なお、発症後6ヶ月未満のものについて認定する場合は、将来再認定（1年後）を付して認定するものとする。

### 人工関節・人工骨頭置換術後の障がい認定時期の取扱いについて

人工関節等置換術後の障がい認定については、置換術後3ヶ月を経過し、術後の経過の安定した状態のものを対象とする。